(12)　ふゆせんちこがね科
(略)
(13)　こがねむし科
(略)
(14)　こぶすじこがね科
(略)

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物
（第三十条関係）

項	種　類　名
第一　動物界	
(略)	
三　条鰭亜綱	
イ　ガー目	
(1)　ガー科	
1　ガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物	
ロ　かわかます目	
(略)	
ハ　すずき目	
(略)	

(11)　ふゆせんちこがね科
(略)
(12)　こがねむし科
(略)
(13)　こぶすじこがね科
(略)

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物
（第三十条関係）

項	種　類　名
第一　動物界	
(略)	
三　条鰭亜綱	
（新設）	
イ　かわかます目	
(略)	
ロ　すずき目	
(略)	

附　則

この省令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、別表第三の第一の五及び別表第四の第一の三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月二十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の表海上保安署の項中「室長（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

附　則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。